資料２－１

6 水 管 第 2258 号
令和 6 年 11 月 1 日

水産政策審議会 会長
佐々木　貴文　殿

農林水産大臣　小里 泰弘

資源管理基本方針(令和２年農林水産省告示第 1982 号)の一部変更(本則、まあじ、まさば及びごまさば太平洋系群、かたくちいわし対馬暖流系群並びにうるめいわし対馬暖流系群の別紙２の変更、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群の別紙２の追加、かつお（中西部太平洋条約海域）、かつお（インド洋協定海域）及びめかじき（インド洋協定海域）の別紙３の変更等）について（諮問第 457 号）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 11 条第５項の規定に基づき、資源管理基本方針を別紙のとおり変更したいので、同条第６項において準用する同条第３項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

○農林水産省告示第　　号　　（別　紙）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第五項の規定に基づき、資源管理基本方針（令和二年農林水産省告示第千九百八十二号）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第四項の規定に基づき公表する。

令和　　年　　月　　日

農林水産大臣　小里　泰弘

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
資源管理基本方針	資源管理基本方針
第１　（略）	第１　（略）
第２　資源管理の目標	第２　資源管理の目標
１　（略）	１　（略）
２　漁獲シナリオ	２　漁獲シナリオ
⑴　漁獲シナリオの定め方	⑴　漁獲シナリオの定め方
①　基本原則 漁獲シナリオにおいては、資源管理の目標を定めた水産資源ごとに、目標達成年度、資源水準の値が目標達成年度に目標管理基準値（その他の目標となる値を定めた水産資源の場合にあっては、当該目標となる値。以下同じ。）を上回る確率及び資源水準の値が目標達成年度に限界管理基準値を下回らない確率を定めるものとする。ただし、資源評価の結果、次のイ及びウの確率の算定を行うことが困難である場合には、当該イ及びウの確率の代わりに、目標達成年度における資源管理目標の達成に向けて適切と考えられる代替の指標を用いることができる。	漁獲シナリオにおいては、資源管理の目標を定めた水産資源ごとに、目標達成年度、資源水準の値が目標達成年度に目標管理基準値（その他の目標となる値を定めた水産資源の場合にあっては、当該目標となる値。以下同じ。）を上回る確率及び資源水準の値が目標達成年度に限界管理基準値を下回らない確率を定めるものとする。ただし、資源評価の結果、次の②及び③の確率の算定を行うことが困難である場合には、当該②及び③の確率の代わりに、目標達成年度における資源管理目標の達成に向けて適切と考えられる代替の指標を用いることができる。
ア　「目標達成年度」とは、当該水産資源の資源水準の値が次のイに定める確率で目標管理基準値を上回ると推定される管理年度であって、最初の管理年度（資源管理方針の変更が行われた水産資源の場合にあっては、当該変更後の最初の管理年度）から原則として10年を超えない期間で定めるもののことをいう。	①　「目標達成年度」とは、当該水産資源の資源水準の値が次の②に定める確率で目標管理基準値を上回ると推定される管理年度であって、最初の管理年度から原則として10年を超えない期間で定めるもののことをいう。
イ　「資源水準の値が目標達成年度に目標管理基準値を上回る確率」は、水産資源ごとに、50パーセント以上の値を定めることとする。	②　「資源水準の値が目標達成年度に目標管理基準値を上回る確率」は、水産資源ごとに、50パーセント以上の値を定めることとする。
ウ　「資源水準の値が目標達成年度に限界管理基準値を下回らない確率」は、水産資源ごとに、50パーセント以上の値を定めることとする。	③　「資源水準の値が目標達成年度に限界管理基準値を下回らない確率」は、水産資源ごとに、50パーセント以上の値を定めることとする。

② 当面の目標となる資源水準の値を定める場合 水産資源を利用する漁業の実態その他の事情を勘案して合理的と認められる場合、目標管理基準値を上回るための当面の目標となる資源水準の値（以下「暫定目標管理基準値」という。）を定めることができる。この場合の漁獲シナリオにおいては、当該暫定目標管理基準値について、暫定目標の達成年度、資源水準の値が暫定目標の達成年度に暫定目標管理基準値を上回る確率及び資源水準の値が暫定目標の達成年度に限界管理基準値を下回らない確率を定めるものとする ア 「暫定目標の達成年度」とは、当該水産資源の資源水準の値が次のイに定める確率で暫定目標管理基準値を上回ると推定される管理年度であって、最初の管理年度（資源管理方針の変更が行われた水産資源の場合にあっては、当該変更後の最初の管理年度）から原則として10年を超えない期間で定めるもののことをいう。 イ 「資源水準の値が暫定目標の達成年度に暫定目標管理基準値を上回る確率」は、水産資源ごとに、50パーセント以上の値を定めることとする。 ウ 「資源水準の値が暫定目標の達成年度に限界管理基準値を下回らない確率」は、水産資源ごとに、50パーセント以上の値を定めることとする。	（新設）
⑵ （略）	⑵ （略）
3 （略）	3 （略）
第３～第13 （略）	第３～第13 （略）
（別紙２－５ まあじ）	（別紙２－５ まあじ）
第１・第２ （略）	第１・第２ （略）
第３ 資源管理の目標 まあじ資源は従来から太平洋系群と対馬暖流系群の２系群に分けた資源評価が行われてきたが、どちらの系群も主要産卵場は東	第３ 資源管理の目標 まあじ資源は従来から太平洋系群と対馬暖流系群の２系群に分けた資源評価が行われてきたが、どちらの系群も主要産卵場は東

シナ海の共通の水域であり、両系群が独立した系群であると判別できないだけでなく、太平洋系群の資源水準を左右するのは東シナ海からの加入群の多寡によるとも考えられている旨、資源評価報告においても記載されている。 このような特性から、まあじについては１つの系群として資源評価を行う方向も検討中であることも踏まえ、令和７管理年度のまあじ資源の管理に関しては、令和６管理年度に引き続き、資源管理の目標、漁獲シナリオ、漁獲圧力及び生物学的許容漁獲量は系群別に定めるものの、漁獲可能量は、両系群の生物学的許容漁獲量の合計値の範囲内で一括して行うこととする。なお、漁獲可能量の配分に際しては、太平洋系群への漁獲圧力の増大を避けるためにも、過去の漁獲実績の比率に基づくこととする。	シナ海の共通の水域であり、両系群が独立した系群であると判別できないだけでなく、太平洋系群の資源水準を左右するのは東シナ海からの加入群の多寡によるとも考えられている旨、資源評価報告においても記載されている。 このような特性から、まあじについては１つの系群として資源評価を行う方向も検討中であることも踏まえ、令和６管理年度のまあじ資源の管理に関しては、令和５管理年度に引き続き、資源管理の目標、漁獲シナリオ、漁獲圧力及び生物学的許容漁獲量は系群別に定めるものの、漁獲可能量は、両系群の生物学的許容漁獲量の合計値の範囲内で一括して行うこととする。なお、漁獲可能量の配分に際しては、太平洋系群への漁獲圧力の増大を避けるためにも、過去の漁獲実績の比率に基づくこととする。
１・２ （略）	１・２ （略）
第４～第９ （略）	第４～第９ （略）
（別紙２－12 するめいか）	（別紙２－12 するめいか）
第１・第２ （略）	第１・第２ （略）
第３ 資源管理の目標 （略）	第３ 資源管理の目標 （略）
１・２ （略）	１・２ （略）
3 禁漁水準値	3 禁漁水準値
⑴ するめいか秋季発生系群 30千トン（最大持続生産量の15パーセントが得られる親魚量）	⑴ するめいか秋季発生系群 30千トン（最大持続生産量の15パーセントを達成するために必要な親魚量）
⑵ するめいか冬季発生系群 14千トン（最大持続生産量の15パーセントが得られる親魚量）	⑵ するめいか冬季発生系群 14千トン（最大持続生産量の15パーセントを達成するために必要な親魚量）
第４～第９ （略）	第４～第９ （略）
（別紙２－15 まさば及びごまさば太平洋系群）	（別紙２－15 まさば及びごまさば太平洋系群）
第１～第４ （略）	第１～第４ （略）

第５　大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 （略） １・２　（略） ３　まさば及びごまさば太平洋系群沖合底びき網漁業 ⑴　当該大臣管理区分に関する事項 ①　（略） ②　漁業の種類 沖合底びき網漁業（許可省令第２条第１号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。） ③　（略） ⑵　（略） ４　まさば及びごまさば太平洋系群その他大臣許可漁業 ⑴　当該大臣管理区分に関する事項 ①　（略） ②　漁業の種類 大臣許可漁業のうち、大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業を除いたもの ③　（略） ⑵　（略） 第６・第７　（略） 第８　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 １　第５の３のまさば及びごまさば太平洋系群その他大臣許可漁業管理区分においては、法第36条第１項の許可をする船舶の隻数に上限（北太平洋さんま漁業（許可省令第２条第14号に掲げる漁業をいう。）にあっては許認可隻数170隻等）を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。 ２　（略）	第５　大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 （略） １・２　（略） ３　まさば及びごまさば太平洋系群沖合底びき網漁業 ⑴　当該大臣管理区分に関する事項 ①　（略） ②　漁業の種類 沖合底びき網漁業 ③　（略） ⑵　（略） ４　まさば及びごまさば太平洋系群その他大臣許可漁業 ⑴　当該大臣管理区分に関する事項 ①　（略） ②　漁業の種類 大臣許可漁業のうち、大中型まき網漁業を除いたもの ③　（略） ⑵　（略） 第６・第７　（略） 第８　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 １　第５の３のまさば及びごまさば太平洋系群その他大臣許可漁業管理区分においては、法第36条第１項の許可をする船舶の隻数に上限（北太平洋さんま漁業（許可省令第２条第14号に掲げる漁業をいう。）にあっては許認可隻数170隻、沖合底びき網漁業（許可省令第２条第１号に掲げる漁業をいう。）にあっては許認可隻数333隻等）を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。 ２　（略）

第９　（略） （別紙２－39　かたくちいわし対馬暖流系群（ステップアップ管理対象資源）） 第１～第３　（略） 第４　漁獲シナリオ １　目標管理基準値に係る漁獲シナリオ 令和５年（2023年）の資源評価に基づき、親魚量が令和16年（2034年）に、少なくとも50パーセントの確率で、第３の１の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。 ２・３　（略） 第５　大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 （略） １　（略） ２　かたくちいわし対馬暖流系群その他大臣許可漁業 ⑴　（略） ⑵　漁獲量の管理の手法等 ①　当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。 ②　（略） 第６～第８　（略） 第９　その他資源管理に関する重要事項 １　本則第１の２(5)①のステップ１を令和６管理年度から開始する。同(5)②のステップ２は、令和７管理年度から開始することを想定し、令和８管理年度中にステップ１及びステップ２の取組内容について十分な進展があった場合に、令和９管理年度から同(5)④のステップ３を開始することを目指す。 ２　（略）	第９　（略） （別紙２－39　かたくちいわし対馬暖流系群（ステップアップ管理対象資源）） 第１～第３　（略） 第４　漁獲シナリオ １　目標管理基準値に係る漁獲シナリオ 令和４年（2022年）の資源評価に基づき、親魚量が令和16年（2034年）に、少なくとも50パーセントの確率で、第３の１の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。 ２・３　（略） 第５　大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 （略） １　（略） ２　かたくちいわし対馬暖流系群その他大臣許可漁業 ⑴　（略） ⑵　漁獲量の管理の手法等 ①　当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。 ②　（略） 第６～第８　（略） 第９　その他資源管理に関する重要事項 １　本則第１の２(5)①のステップ１を令和６管理年度から開始する。同(5)②のステップ２は、令和７管理年度から開始することを想定し、令和７管理年度中にステップ１及びステップ２の取組内容について十分な進展があった場合に、令和８管理年度から同(5)④のステップ３を開始することを目指す。 ２　（略）

（別紙２－40　うるめいわし対馬暖流系群（ステップアップ管理対象資源））

第１～第３　（略）

第４　漁獲シナリオ

１　目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

令和５年（2023年）の資源評価に基づき、親魚量が令和16年度（2034年度）に、少なくとも50パーセントの確率で、第３の１の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

２・３　（略）

第５　大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

（略）

１　（略）

２　うるめいわし対馬暖流系群その他大臣許可漁業

⑴　（略）

⑵　漁獲量の管理の手法等

①　当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。

②　（略）

第６～第８　（略）

第９　その他資源管理に関する重要事項

１　本則第１の２(5)①のステップ１を令和６管理年度から開始する。同(5)②のステップ２は、令和７管理年度から開始することを想定し、令和８管理年度中にステップ１及びステップ２の取組内容について十分な進展があった場合に、令和９管理年度から同(5)④のステップ３を開始することを目指す。

２　（略）

（別紙２－40　うるめいわし対馬暖流系群（ステップアップ管理対象資源））

第１～第３　（略）

第４　漁獲シナリオ

１　目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

令和４年（2022年）の資源評価に基づき、親魚量が令和16年（2034年）に、少なくとも50パーセントの確率で、第３の１の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

２・３　（略）

第５　大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

（略）

１　（略）

２　うるめいわし対馬暖流系群その他大臣許可漁業

⑴　（略）

⑵　漁獲量の管理の手法等

①　当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

②　（略）

第６～第８　（略）

第９　その他資源管理に関する重要事項

１　本則第１の２(5)①のステップ１を令和６管理年度から開始する。同(5)②のステップ２は、令和７管理年度から開始することを想定し、令和７管理年度中にステップ１及びステップ２の取組内容について十分な進展があった場合に、令和８管理年度から同(5)④のステップ３を開始することを目指す。

２　（略）

（別紙２－42　まだら本州太平洋北部系群（ステップアップ管理対象資源））

第１～第３　（略）

第４　漁獲シナリオ

１　目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

令和５年（2023年）の資源評価に基づき、親魚量が令和16年（2034年）に、少なくとも50パーセントの確率で、第３の１の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

２・３　（略）

第５～第９　（略）

（別紙２－43　まだら本州日本海北部系群（ステップアップ管理対象資源））

第１～第３　（略）

第４　漁獲シナリオ

１　目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

令和５年（2023年）の資源評価に基づき、親魚量が令和15年（2033年）に、少なくとも50パーセントの確率で、第３の１の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

２・３　（略）

第５～第９　（略）

（別紙３－３　かつお（中西部太平洋条約海域））

第１　（略）

第２　資源管理の目標

中西部太平洋まぐろ類委員会（以下この別紙において「ＷＣＰＦＣ」という。）での合意等に従い、次の⑴と⑵の平均値とする。

（別紙２－42　まだら本州太平洋北部系群（ステップアップ管理対象資源））

第１～第３　（略）

第４　漁獲シナリオ

１　目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

令和４年（2022年）の資源評価に基づき、親魚量が令和15年（2033年）に、少なくとも50パーセントの確率で、第３の１の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

２・３　（略）

第５～第９　（略）

（別紙２－43　まだら本州日本海北部系群（ステップアップ管理対象資源））

第１～第３　（略）

第４　漁獲シナリオ

１　目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

令和４年（2022年）の資源評価に基づき、親魚量が令和15年（2033年）に、少なくとも50パーセントの確率で、第３の１の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

２・３　（略）

第５～第９　（略）

（別紙３－３　かつお（中西部太平洋条約海域））

第１　（略）

第２　資源管理の目標

中西部太平洋まぐろ類委員会（以下この別紙において「ＷＣＰＦＣ」という。）での合意等に従い、暫定的に、漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の近年平均値の50パーセントの値とする。

⑴　漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量に対する、平成30年（2018年）から令和３年（2021年）までの各年の親魚資源量の割合の平均値	（新設）
⑵　漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量に対する、合意されたかつおの漁獲条件（まき網については平成24年（2012年）の努力量の水準、竿釣りについては平成13年（2001年）から平成16年（2004年）の努力量の平均水準、及びＷＣＰＦＣで使用される評価水域５における沿岸国による漁業については平成28年（2016年）から平成30年（2018年）の漁獲量の平均水準）のもとで長期的な平衡状況で達成される親魚資源量の割合	（新設）
第３～５　（略）	第３～５　（略）
（別紙３－４　かつお（インド洋協定海域））	（別紙３－４　かつお（インド洋協定海域））
第１　（略）	第１　（略）
第２　資源管理の目標 インド洋まぐろ委員会（以下この別紙において「ＩＯＴＣ」という。）での合意等に従い、漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の40パーセントの値とする。	第２　資源管理の目標 インド洋まぐろ委員会（以下この別紙において「ＩＯＴＣ」という。）での合意等に従い、暫定的に、最大持続生産量を達成するために必要な資源水準の値とする。
第３～第５　（略）	第３～第５　（略）
（別紙３－15　めかじき（インド洋協定海域））	（別紙３－15　めかじき（インド洋協定海域））
第１　（略）	第１　（略）
第２　資源管理の目標 インド洋まぐろ委員会（以下この別紙において「ＩＯＴＣ」という。）での合意等に従い、最大持続生産量を達成するために必要な親魚資源水準の値とする。	第２　資源管理の目標 インド洋まぐろ委員会（以下この別紙において「ＩＯＴＣ」という。）での合意等に従い、暫定的に、最大持続生産量を達成するために必要な資源水準の値とする。
第３～第５　（略）	第３～第５　（略）
（別紙４－３　するめいか）	（別紙４－３　するめいか）
第１～第４　（略）	第１～第４　（略）

第５　その他 １　（略） ２　検証の時期にかかわらず、親魚量が禁漁水準（最大持続生産量の15パーセントが得られる親魚量）を下回っていることが判明した場合には、別紙２－12の規定に基づき、必要な措置を講ずることとする。	第５　その他 １　（略） ２　検証の時期にかかわらず、親魚量が禁漁水準（最大持続生産量の15パーセントを達成するために必要な親魚量）を下回っていることが判明した場合には、別紙２－12の規定に基づき、必要な措置を講ずることとする。

別紙２―47の次に、次の別紙を加える。

（別紙２－48　かたくちいわし太平洋系群（ステップアップ管理対象資源））

第１　特定水産資源の名称

特定水産資源の名称　かたくちいわし太平洋系群

特定水産資源の定義　かたくちいわし太平洋系群のうち、体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第２から第７までにおいて同じ。

第２　管理年度

１月１日から同年12月末日まで（ステップ１）

第３　資源管理の目標

１　目標管理基準値　112千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）

２　限界管理基準値　28千トン（最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量）

３　禁漁水準値　3千トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量）

第４　漁獲シナリオ

１　目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

令和６年度（2024年度）の資源評価に基づき、親魚量が令和17年度（2035年度）に、少なくとも50パーセントの確率で、第３の１の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

2　漁獲圧力

１の規定を踏まえたかたくちいわし太平洋系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

⑴　親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.9を乗じた値とする。

⑵　親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を⑴の規定に基づき算出した値に乗じた値とする。

⑶　⑵の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、０とする。

3　漁獲可能量の算定方法

生物学的許容漁獲量は、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、２の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

第５　大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の１及び２に定めるとおりとする。

1　かたくちいわし太平洋系群大中型まき網漁業

⑴　当該大臣管理区分に関する事項

①　水域

太平洋の海域（日本海、オホーツク海及びベーリング海を除く。２に定める大臣管理区分において同じ。）のうち、宮崎県串間市都井岬灯台正南の線と東経179度59分43秒の線との両線間の水域

②　漁業の種類

大中型まき網漁業（許可省令第２条第７号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）

③　漁獲可能期間

周年

⑵　漁獲量の管理の手法等

①　当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

②　漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア　当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ　農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超え

るおそれがなくなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から３日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

２　かたくちいわし太平洋系群その他大臣許可漁業

⑴　当該大臣管理区分に関する事項

①　水域

太平洋の海域のうち、次のアからウまでに掲げる線以東の水域

ア　宮崎県と鹿児島県の最大高潮時海岸線における境界点から北緯31度25分29秒東経131度７分44秒の点（イにおいて「Ａ点」という。）に至る直線

イ　Ａ点から北緯31度13分３秒東経131度20分44秒の点（ウにおいて「Ｂ点」という。）に至る直線

ウ　Ｂ点から正南の線

②　漁業の種類

大臣許可漁業のうち、大中型まき網漁業を除いたもの

③　漁獲可能期間

周年

⑵　漁獲量の管理の手法等

①　当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。

②　漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア　当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ　農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から３日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

本則第１の２⑸②のステップ２の取組を開始する際に定める。

第７　都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

都道府県知事は、法第30条第２項の規定に基づき、規則第19条第３項において準用する規則第16条第

３項に定める方法により、知事管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。なお、対象となる都道府県は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県及び宮崎県のうち、過去に第５の２⑴①の水域において漁獲実績を有する又は今後漁獲が見込まれる都道府県とする。

⑴　当該管理年度中（⑵に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

⑵　都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から５日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第８　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

１　都道府県知事は、かたくちいわし太平洋系群のうち、しらす（かたくちいわし太平洋系群のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。以下この別紙において同じ。）を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないよう努める。

２　漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第９　その他資源管理に関する重要事項

１　本則第１の２(5)①のステップ１を令和７管理年度から開始する。同(5)②のステップ２は、令和８管理年度から開始することを想定し、令和９管理年度中にステップ１及びステップ２の取組内容について十分な進展があった場合に、令和10管理年度から同(5)④のステップ３を開始することを目指す。

２　本資源の再生産関係に鑑みて比較的高い水準の加入があったと考えられる場合に、資源の有効利用が妨げられる状況を避けるための措置として、資源管理の取組に影響の少ない範囲で、翌管理年度との間で漁獲可能量を調整できる措置等に係る規定について検討を行い、ステップ２の開始までに結論を得る。

３　海洋環境の変化等に応じて、通常加入期と高加入期の２つの再生産関係を有すると考えられる本資源の特性を踏まえて、資源の有効利用が妨げられる状況を避けるための措置として、一定の条件を満たした場合に、資源管理の取組に影響の少ない範囲で、漁獲可能量を追加する措置等に係る規定について検討を行い、ステップ２の開始までに結論を得る。

（別紙２－49　かたくちいわし瀬戸内海系群（ステップアップ管理対象資源））

第１　特定水産資源の名称

特定水産資源の名称　かたくちいわし瀬戸内海系群

特定水産資源の定義　かたくちいわし瀬戸内海系群のうち、体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第２から第６までにおいて同じ。

第２　管理年度

１月１日から同年12月末日まで（ステップ１）

第３　資源管理の目標

１　目標管理基準値　43千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）

２　限界管理基準値　17千トン（最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量）

３　禁漁水準値　2千トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量）

第４　漁獲シナリオ

１　目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

令和６年度（2024年度）の資源評価に基づき、親魚量が令和17年度（2035年度）に、少なくとも50パ

ーセントの確率で、第３の１の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

２　漁獲圧力

１の規定を踏まえたかたくちいわし瀬戸内海系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

⑴　親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.8を乗じた値とする。

⑵　親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を⑴の規定に基づき算出した値に乗じた値とする。

⑶　⑵の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、０とする。

３　漁獲可能量の算定方法

生物学的許容漁獲量は、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、２の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

第５　漁獲可能量の都道府県への配分の基準等

本則第１の２⑸②のステップ２の取組を開始する際に定める。

第６　都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

都道府県知事は、法第30条第２項の規定に基づき、規則第19条第３項において準用する規則第16条第３項に定める方法により、知事管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。なお、対象となる都道府県は、和歌山県、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県及び大分県のうち、過去にかたくちいわし瀬戸内海系群の漁獲実績を有する又は今後漁獲が見込まれる都道府県とする。

⑴　当該管理年度中（⑵に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

⑵　都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から５日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

第７　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

１　都道府県知事は、かたくちいわし瀬戸内海系群のうち、しらす（かたくちいわし瀬戸内海系群のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。以下この別紙において同じ。）を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないよう努める。

２　漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第８　その他資源管理に関する重要事項

１　本則第１の２(5)①のステップ１を令和７管理年度から開始する。同(5)②のステップ２は、令和８管理年度から開始することを想定し、令和９管理年度中にステップ１及びステップ２の取組内容について十分な進展があった場合に、令和10管理年度から同(5)④のステップ３を開始することを目指す。

２　本資源の再生産関係に鑑みて比較的高い水準の加入があったと考えられる場合に、資源の有効利用が妨げられる状況を避けるための措置として、資源管理の取組に影響の少ない範囲で、翌管理年度との間で漁獲可能量を調整できる措置等に係る規定について検討を行い、ステップ２の開始までに結論を得る。

（別紙２－50　まだい日本海西部・東シナ海系群（ステップアップ管理対象資源））

第１　特定水産資源の名称

まだい日本海西部・東シナ海系群

第２　管理年度

１月１日から同年12月末日まで（ステップ１）

第３　資源管理の目標

１　目標管理基準値　39.3千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）

２　暫定目標管理基準値　13.1千トン（１歳から６歳魚の最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）

３　限界管理基準値　9.0千トン（最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量）

４　禁漁水準値　1.4千トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量）

第４　漁獲シナリオ

１　暫定目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

令和６年度（2024年度）の資源評価（種苗放流を想定した場合。以下この別紙において同じ。）に基づき、親魚量が令和17年度（2035年度）に、少なくとも50パーセントの確率で、第３の２の暫定目標管

理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

２　漁獲圧力

１の規定を踏まえたまだい日本海西部・東シナ海系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

⑴　親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、１歳から６歳魚の最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に1.0を乗じた値とする。

⑵　親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を⑴の規定に基づき算出した値に乗じた値とする。

⑶　⑵の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、０とする。

３　漁獲可能量の算定方法

生物学的許容漁獲量は、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、２の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

第５　大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の１及び２に定めるとおりとする。

1　まだい日本海西部・東シナ海系群大中型まき網漁業

⑴　当該大臣管理区分に関する事項

①　水域

日本海の海域のうち最大高潮時海岸線上兵庫鳥取両県界正北の線以西の水域、黄海、東シナ海及び南シナ海並びに太平洋の海域（日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海を除く。以下この別紙において同じ。）のうち宮崎県串間市都井岬灯台正南の線以西、北緯27度０分14秒の線以北の水域（外国の領海及び排他的経済水域（大韓民国にあっては許可省令別表第５の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあっては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

②　漁業の種類

大中型まき網漁業（許可省令第２条第７号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）

③　漁獲可能期間

周年

⑵　漁獲量の管理の手法等

①　当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

②　漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア　当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ　農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から３日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

2　まだい日本海西部・東シナ海系群沖合底びき網漁業及び以西底びき網漁業

⑴　当該大臣管理区分に関する事項

①　水域

②に掲げる漁業の許可に係る操業区域のうち、最大高潮時海岸線上京都府兵庫県両府県境界正北の線以西の水域（太平洋の海域並びに外国の領海及び排他的経済水域（大韓民国にあっては許可省令別表第５の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあっては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

② 漁業の種類

沖合底びき網漁業及び以西底びき網漁業（許可省令第２条第１号に掲げる漁業及び同条第２号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）のうち、鳥取県、島根県、山口県及び長崎県に漁業根拠地を有するもの。

③ 漁獲可能期間

周年

⑵ 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から３日以内（行政機関の休日は算入しない。）

3 まだい日本海西部・東シナ海系群その他大臣許可漁業

⑴ 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

日本海の海域のうち最大高潮時海岸線上兵庫鳥取両県界正北の線以西の水域、黄海、東シナ海及び南シナ海並びに太平洋の海域（日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海を除く。）のうち宮崎県串間市都井岬灯台正南の線以西の水域（外国の領海及び排他的経済水域（大韓民国にあっては許可省令別表第５の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあっては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

② 漁業の種類

大臣許可漁業のうち、大中型まき網漁業、沖合底びき網漁業及び以西底びき網漁業を除いたもの

③ 漁獲可能期間

周年

⑵ 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から３日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第６ 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

本則第１の２⑸②のステップ２の取組を開始する際に定める。

第７ 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

都道府県知事は、法第30条第２項の規定に基づき、規則第19条第３項において準用する規則第16条第３項に定める方法により、知事管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。なお、対象となる都道府県は、鳥取県、島根県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県及び鹿児島県のうち、過去に第５の３⑴①の水域において漁獲実績を有する又は今後漁獲が見込まれる都道府県とする。

⑴ 当該管理年度中（⑵に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

⑵ 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から５日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第８ 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第９ その他資源管理に関する重要事項

本則第１の２(5)①のステップ１を令和７管理年度から開始する。同(5)②のステップ２は、令和８管理年度から開始することを想定し、令和９管理年度中にステップ１及びステップ２の取組内容について十分な進展があった場合に、令和10管理年度から同(5)④のステップ３を開始することを目指す。

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、公布の日から施行する。ただし、別紙2―48から別紙2―50の改正規定は、令和七年一月一日から施行する。

（準備行為）

第二条　農林水産大臣は、別紙2―48から別紙2―50の特定水産資源に係る漁業法第十五条第一項各号の数量を定めるため、前条ただし書の施行の日前においても、水産政策審議会の意見又は関係する都道府県知事の意見（同項第二号の都道府県別漁獲可能量の設定に係るものに限る。）を聴くことができる。

資料２－２

資源管理基本方針の一部を変更する告示案について

令和６年 11 月
水　産　庁

第１　今回の変更事項

変更事項１：本則における漁獲シナリオの定め方に係る規定の見直しについて

変更事項２：「別紙２－５　まあじ」における資源管理目標の見直しについて

変更事項３：「別紙２－15　まさば及びごまさば太平洋系群」におけるまさば及びごまさば太平洋系群その他大臣許可漁業に係る規定の修正について

変更事項４：「別紙２－39　かたくちいわし対馬暖流系群（ステップアップ管理対象資源）」及び「別紙２－40　うるめいわし対馬暖流系群（ステップアップ管理対象資源）」に係るステップアップ管理のスケジュールの変更について

変更事項５：「別紙３－３　かつお（中西部太平洋条約海域）」、「別紙３－４　かつお（インド洋協定海域）」及び「別紙３－15　めかじき（インド洋協定海域）」に係る資源管理の目標の改正について

変更事項６：「かたくちいわし太平洋系群」、「かたくちいわし瀬戸内海系群」及び「まだい日本海西部・東シナ海系群」の特定水産資源への追加について

このほか、修辞的な修正や必要な附則を規定する予定。

第２　今後のスケジュール

11 月中：官報掲載

【変更事項１】本則における漁獲シナリオの定め方に係る規定の見直しについて

１　変更の趣旨

（１）漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 12 条第１項の規定により、資源管理基本方針において、水産資源ごとに次に掲げる資源管理の目標を定めるものとされている。

①　最大持続生産量を実現するために維持し、又は回復させるべき目標となる値（以下「目標管理基準値」という。）

②　これを下回った場合には資源水準の値を目標管理基準値にまで回復させるための計画を定めることとする値（以下「限界管理基準値」という。）

（２）上記（１）の資源管理の目標に加えて、漁業の実態等を勘案して、目標管理基準値を上回るための当面の目標となる資源水準の値（以下「暫定目標管理基準値」という。）を定めることができる旨を、新たに規定することとする。

２　変更内容の概要

本則第２の２の「⑴　漁獲シナリオの定め方」の項目に、概要以下のとおり、「水産資源を利用する漁業の実態その他の事情を勘案して合理的と認める場合、目標管理基準値を上回るための当面の目標となる資源水準の値を定めることができる」旨を新たに規定する（※変更点は下線部）。

第２　資源管理の目標

１　資源水準の値の定め方等

（略）

２　漁獲シナリオ

⑴　漁獲シナリオの定め方

①　基本原則

漁獲シナリオにおいては、資源管理の目標を定めた水産資源ごとに、目標達成年度、資源水準の値が目標達成年度に目標管理基準値（その他の目標となる値を定めた水産資源の場合にあっては、当該目標となる値。以下、同じ。）を上回る確率及び資源水準の値が目標達成年度に限界管理基準値を下回らない確率を定めるものとする。ただし、資源評価の結果、次のイ及びウの確率の算定を行うことが困難である場合には、当該イ及びウの確率の代わりに、目標達成年度における資源管理目標の達成に向けて適切と考えられる代替の指標を用いることができる。

ア　「目標達成年度」とは、当該水産資源の資源水準の値が次のイに定める確率で目標管理基準値を上回ると推定される管理年度であって、最初の管理年度（資源管理基本方針の変更が行われた水産資源の場合にあっては、当該変更後の最初の管理年度）から原則として 10 年を超えない期間で定めるもののことをいう。

イ　「資源水準の値が目標達成年度に目標管理基準値を上回る確率」は、水産資源ごとに、50パーセント以上の値を定めることとする。

ウ　「資源水準の値が目標達成年度に限界管理基準値を下回らない確率」は、水産資源ごとに、50パーセント以上の値を定めることとする。

② 当面の目標となる資源水準の値を定める場合

水産資源を利用する漁業の実態その他の事情を勘案して合理的と認められる場合、目標管理基準値を上回るための当面の目標となる資源水準の値（以下「暫定目標管理基準値」という。）を定めることができる。この場合の漁獲シナリオにおいては、当該暫定目標管理基準値について、暫定目標の達成年度、資源水準の値が暫定目標の達成年度に暫定目標管理基準値を上回る確率及び資源水準の値が暫定目標の達成年度に限界管理基準値を下回らない確率を定めるものとする。

ア　「暫定目標の達成年度」とは、当該水産資源の資源水準の値が次のイに定める確率で暫定目標管理基準値を上回ると推定される管理年度であって、最初の管理年度（資源管理方針の変更が行われた水産資源の場合にあっては、当該変更後の最初の管理年度）から原則として10年を超えない期間で定めるもののことをいう。

イ　「資源水準の値が暫定目標の達成年度に暫定目標管理基準値を上回る確率」は、水産資源ごとに、50パーセント以上の値を定めることとする。

ウ　「資源水準の値が暫定目標の達成年度に限界管理基準値を下回らない確率」は、水産資源ごとに、50パーセント以上の値を定めることとする。

【変更事項２】「別紙２－５　まあじ」における資源管理目標の見直しについて

「別紙２－５ まあじ」の第３の資源管理の目標について、令和７管理年度においても現行の目標を用いるため、管理年度の数字を変更する形式的な修正を行う。

＜参考＞　現行の「別紙２－５ まあじ」の第３の資源管理の目標（下線部が変更予定箇所）

まあじ資源は従来から太平洋系群と対馬暖流系群の２系群に分けた資源評価が行われてきたが、どちらの系群も主要産卵場は東シナ海の共通の水域であり、両系群が独立した系群であると判別できないだけでなく、太平洋系群の資源水準を左右するのは東シナ海からの加入群の多寡によるとも考えられている旨、資源評価報告においても記載されている。

このような特性から、まあじについては１つの系群として資源評価を行う方向も検討中であることも踏まえ、令和６管理年度のまあじ資源の管理に関しては、令和５管理年度に引き続き、資源管理の目標、漁獲シナリオ、漁獲圧力及び生物学的漁獲可能量は系群別に定めるものの、漁獲可能量は、両系群の生物学的漁獲可能量の合計値の範囲内で一括して行うこととする。なお、漁獲可能量の配分に際しては、太平洋系群への漁獲圧力の増大を避けるためにも、過去の漁獲実績の比率に基づくこととする。

変更後	現行
このような特性から、まあじについては１つの系群として資源評価を行う方向も検討中であることも踏まえ、令和７管理年度のまあじ資源の管理に関しては、令和６管理年度に引き続き、資源管理の目標、漁獲シナリオ、漁獲圧力及び生物学的漁獲可能量は系群別に定めるものの、漁獲可能量は、両系群の生物学的漁獲可能量の合計値の範囲内で一括して行うこととする。	このような特性から、まあじについては１つの系群として資源評価を行う方向も検討中であることも踏まえ、令和６管理年度のまあじ資源の管理に関しては、令和５管理年度に引き続き、資源管理の目標、漁獲シナリオ、漁獲圧力及び生物学的漁獲可能量は系群別に定めるものの、漁獲可能量は、両系群の生物学的漁獲可能量の合計値の範囲内で一括して行うこととする。

【変更事項３】「別紙２－15　まさば及びごまさば太平洋系群」における、まさば及びごまさば太平洋系群その他大臣許可漁業に係る規定の修正について

１　変更の趣旨

（１）特定水産資源であるまさば及びごまさば太平洋系群の管理において、沖合底びき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第５号）第２条第１号に掲げる漁業をいう。）については、従来、「まさば及びごまさば太平洋系群その他大臣許可漁業」の管理区分に含まれ、「現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理」が行われてきた。

（２）その後、令和６年６月４日付け農林水産省告示第 1099 号により、当該漁業に係る新たな大臣管理区分「まさば及びごまさば太平洋系群沖合底びき網漁業」を追加し、令和６管理年度（７月～翌６月）から配分数量を明示して管理が行われているところ。

（３）上記（２）の新たな管理区分の追加に伴い、「まさば及びごまさば太平洋系群その他大臣許可漁業」から沖合底びき網漁業を除外する必要があり、そのための規定の修正を行う。

２　変更内容の概要

主な変更内容は以下のとおり（※変更点は下線部）。

変更後	現行
第５　大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 １～３（略） ４　まさば及びごまさば太平洋系群その他大臣許可漁業 ⑴　当該大臣管理区分に関する事項 ①（略） ②　漁業の種類 大臣許可漁業のうち、<u>大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業</u>をのぞいたもの ③（略） ⑵　（略）	第５　大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 １～３（略） ４　まさば及びごまさば太平洋系群その他大臣許可漁業 ⑴　当該大臣管理区分に関する事項 ①（略） ②　漁業の種類 大臣許可漁業のうち、<u>大中型まき網漁業</u>をのぞいたもの ③（略） ⑵　（略）
第８　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 １　第５の３のまさば及びごまさば太平洋系群その他大臣許可漁業管理区分においては、法第 36 条第１項の許可をす	第８　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 １　第５の３のまさば及びごまさば太平洋系群その他大臣許可漁業管理区分においては、法第 36 条第１項の許可をす

る船舶の隻数に上限（北太平洋さんま漁業（許可省令第２条第 14 号に掲げる漁業をいう。）にあっては許認可隻数 170 隻等）を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。 ２　（略）	る船舶の隻数に上限（北太平洋さんま漁業（許可省令第２条第 14 号に掲げる漁業をいう。）にあっては許認可隻数 170 隻、沖合底びき網漁業（許可省令第２条第１号に掲げる漁業をいう。）にあっては許認可隻数 333 隻等））を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。 ２　（略）

【変更事項４】「別紙２－39　かたくちいわし対馬暖流系群（ステップアップ管理対象資源）」及び「別紙２－40　うるめいわし対馬暖流系群（ステップアップ管理対象資源）」に係るステップアップ管理のスケジュールの変更について

１　変更の趣旨

（１）かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群については、他の資源に先行して、令和６管理年度（令和６年１月～12 月）からステップアップ管理が開始されており、現在はステップ１を実施しているところ。

（２）当該両資源のステップアップ管理に係るスケジュールについては、以下のとおり、ステップ１開始の２年後に、ステップ３の開始を目指すこととされており、その後ステップアップ管理が開始された他の資源よりも、ステップ３の開始を目指すまでの年数が１年間短くなっている。

「本則第１の２⑸①のステップ１を令和６管理年度から開始する。同⑸②のステップ２は、令和７管理年度から開始することを想定し、令和７管理年度中にステップ１及びステップ２の取組内容について十分な進展があった場合に、令和８管理年度から同⑸④のステップ３を開始することを目指す。」

（３）また、現在、ステップアップ管理の開始に向けて準備をしているかたくちいわし太平洋系群及びかたくちいわし瀬戸内海系群等については、ステップ１開始の３年後にステップ３を開始することを目指すこととしているところ、同魚種他系群であるかたくちいわし対馬暖流系群についても、それら資源に係るスケジュールと合わせるべきとの意見があった。

（４）以上を踏まえ、ステップアップ管理のスケジュールに関する規定上の公平性・横並びを確保する観点から、変更を行う。

２　変更内容の概要

「別紙２－39　かたくちいわし対馬暖流系群（ステップアップ管理対象資源）」及び「別紙２－40　うるめいわし対馬暖流系群（ステップアップ管理対象資源）」に規定されているステップアップ管理に係るスケジュールについて、以下のとおり変更する。

変更後	現行
本則第１の２⑸①のステップ１を令和６管理年度から開始する。同⑸②のステップ２は、令和７管理年度から開始することを想定し、令和８管理年度中にステップ１及びステップ２の取組内容について十分な進展があった場合に、令和９管理年度から同⑸④のステップ３を開始することを目指す。	本則第１の２⑸①のステップ１を令和６管理年度から開始する。同⑸②のステップ２は、令和７管理年度から開始することを想定し、令和７管理年度中にステップ１及びステップ２の取組内容について十分な進展があった場合に、令和８管理年度から同⑸④のステップ３を開始することを目指す。

【変更事項５】「別紙３－３　かつお（中西部太平洋条約海域）」、「別紙３－４　かつお（インド洋協定海域）」及び「別紙３－15　めかじき（インド洋協定域）」に係る資源管理の目標の改正について

１　変更の趣旨

かつお・まぐろ等、国際的な枠組みにおいて資源管理が行われている水産資源（国際資源）の資源管理の目標等については、資源管理基本方針（令和２年農林水産省告示第1982号）第２の１（4）において、「当該国際資源を管理する国際的な枠組みにおいて決定されているものを考慮して定める」こととされている。

令和５年12月に開催された中西部太平洋まぐろ類委員会（以下「ＷＣＰＦＣ」という。）年次会合において、かつお（中西部太平洋条約海域）の資源管理の目標が、今年５月に開催されたインド洋まぐろ類委員会年次会合において、かつお（インド洋協定海域）及びめかじき（インド洋協定海域）の資源管理の目標が採択されたことから、資源管理基本方針において定める資源管理の目標について所要の改正を行う。

２　変更の概要

（１）別紙３－３　かつお（中西部太平洋条約海域）

i)とⅱ)の平均値とする。

i)　漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量に対する、平成30年（2018年）から令和３年（2021年）までの各年の親魚資源量の割合の平均値

ⅱ)　漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量に対する、合意されたかつおの漁獲条件（まき網については平成24年（2012年）の努力量の水準、竿釣りについては平成13年（2001年）から平成16年（2004年）の努力量の平均水準、及びＷＣＰＦＣで使用される評価水域５における沿岸国による漁業については平成28年（2016年）から平成30年（2018年）の漁獲量の平均水準)のもとで長期的な平衡状態で達成される親魚資源量の割合

（２）別紙３－４　かつお（インド洋協定海域）

漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の40パーセントの値とする。

（３）別紙３－15　めかじき(インド洋協定海域)

最大持続生産量を達成するために必要な親魚資源水準の値とする。

【変更事項６】「かたくちいわし太平洋系群」、「かたくちいわし瀬戸内海系群」及び「まだい日本海西部・東シナ海系群」の特定水産資源への追加について

「かたくちいわし太平洋系群」、「かたくちいわし瀬戸内海系群」及び「まだい日本海西部・東シナ海系群」の特定水産資源への追加について、各資源に関する資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）での検討、取りまとめを踏まえ、令和７年１月からのＴＡＣ管理開始に向けて、資源管理基本方針の別紙２に新たに追加する。具体的な内容は別紙のとおり。

（以上）

（別紙）

	別紙２－48 かたくちいわし太平洋系群 （ステップアップ管理対象資源）	別紙２－49 かたくちいわし瀬戸内海系群 （ステップアップ管理対象資源）	別紙２－50 まだい日本海西部・東シナ海系群 （ステップアップ管理対象資源）
特定水産資源	かたくちいわし太平洋系群 （体色が銀色のもの）	かたくちいわし瀬戸内海系群 （体色が銀色のもの）	まだい日本海西部・東シナ海系群
管理年度	１月１日から同年12月末日までとし、ステップ１の管理を行う。		
目標管理基準値	112千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）	43千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）	39.3千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）
限界管理基準値	28千トン（最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量）	17千トン（最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量）	9.0千トン（最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量）
禁漁水準値	3千トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量）	2千トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量）	1.4千トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量）
漁獲シナリオ	漁獲圧力は、限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.9を乗じた値	漁獲圧力は、限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.8を乗じた値	●　暫定目標管理基準値として、１歳から６歳魚の最大持続生産量を達成するために必要な親魚量の値である13.1千トンを定める。 ●　漁獲圧力は、限界管理基準値を上回っている場合には、暫定目標管理基準値を達成する漁獲圧力の水準に1.0を乗じた値
大臣管理漁業	大中型まき網漁業		大中型まき網漁業、沖合底びき網漁業、以西底びき網漁業
都道府県	北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県及び宮崎県	和歌山県、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県及び大分県	鳥取県、島根県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県及び鹿児島県
ＴＡＣの配分基準	ステップ２の管理を開始する際に定める。		
報告期限	陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで （都道府県知事から農林水産大臣への報告）陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで		
ＴＡＣによる管理以外の手法	●　しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないよう努める。 ●　資源管理協定の締結を促進する。		資源管理協定の締結を促進する。
その他	●　ステップ２は、令和８管理年度から開始することを想定し、令和９管理年度中にステップ１及びステップ２の管理の取組内容について十分な進展があった場合に、令和10管理年度からステップ３を開始することを目指す。 ●　本資源の再生産関係に鑑みて比較的高い水準の加入があったと考えられる場合に、資源の有効利用が妨げられる状況を避けるための措置として、資源管理の取組に影響の少ない範囲で、翌管理年度との間で漁獲可能量を調整できる措置等に係る規定について検討を行い、ステップ２の開始までに結論を得る。 ●　海洋環境の変化等に応じて、通常加入期と高加入期の２つの再生産関係を有すると考えられる本資源の特性を踏まえて、資源の有効利用が妨げられる状況を避けるための措置として、一定の条件を満たした場合に、資源管理の取組に影響の少ない範囲で、漁獲可能量を追加する措置等に係る規定について検討を行い、ステップ２の開始までに結論を得る。	●　ステップ２は、令和８管理年度から開始することを想定し、令和９管理年度中にステップ１及びステップ２の管理の取組内容について十分な進展があった場合に、令和10管理年度からステップ３を開始することを目指す。 ●　本資源の再生産関係に鑑みて比較的高い水準の加入があったと考えられる場合に、資源の有効利用が妨げられる状況を避けるための措置として、資源管理の取組に影響の少ない範囲で、翌管理年度との間で漁獲可能量を調整できる措置等に係る規定について検討を行い、ステップ２の開始までに結論を得る。	ステップ２は、令和８管理年度から開始することを想定し、令和９管理年度中にステップ１及びステップ２の管理の取組内容について十分な進展があった場合に、令和10管理年度からステップ３を開始することを目指す。

m

ＴＡＣ管理のステップアップの考え方

- 新たなＴＡＣ資源については、通常のＴＡＣ管理への移行までのスケジュールを明確にした上で、ＴＡＣ管理導入当初は柔軟な運用とし、課題解決を図りながら段階的に順次実施する「ステップアップ管理」を導入しています。
- 具体的には３つのステップに分けて、通常のＴＡＣ管理移行に向けたプロセスを確実に実施していきます。
- ステップ２までの取組に十分な進展があった場合に、ステップ３へ移行します。このため、ステップ３へ移行する前にはステークホルダー（ＳＨ）会合を開催し、ステップ２までにおける取組結果等を基に、資源管理の目標や漁獲シナリオ、配分基準、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理の内容等について意見交換を実施します（ステップ１・２で３年間を想定）。

【ステップアップ管理のイメージ】

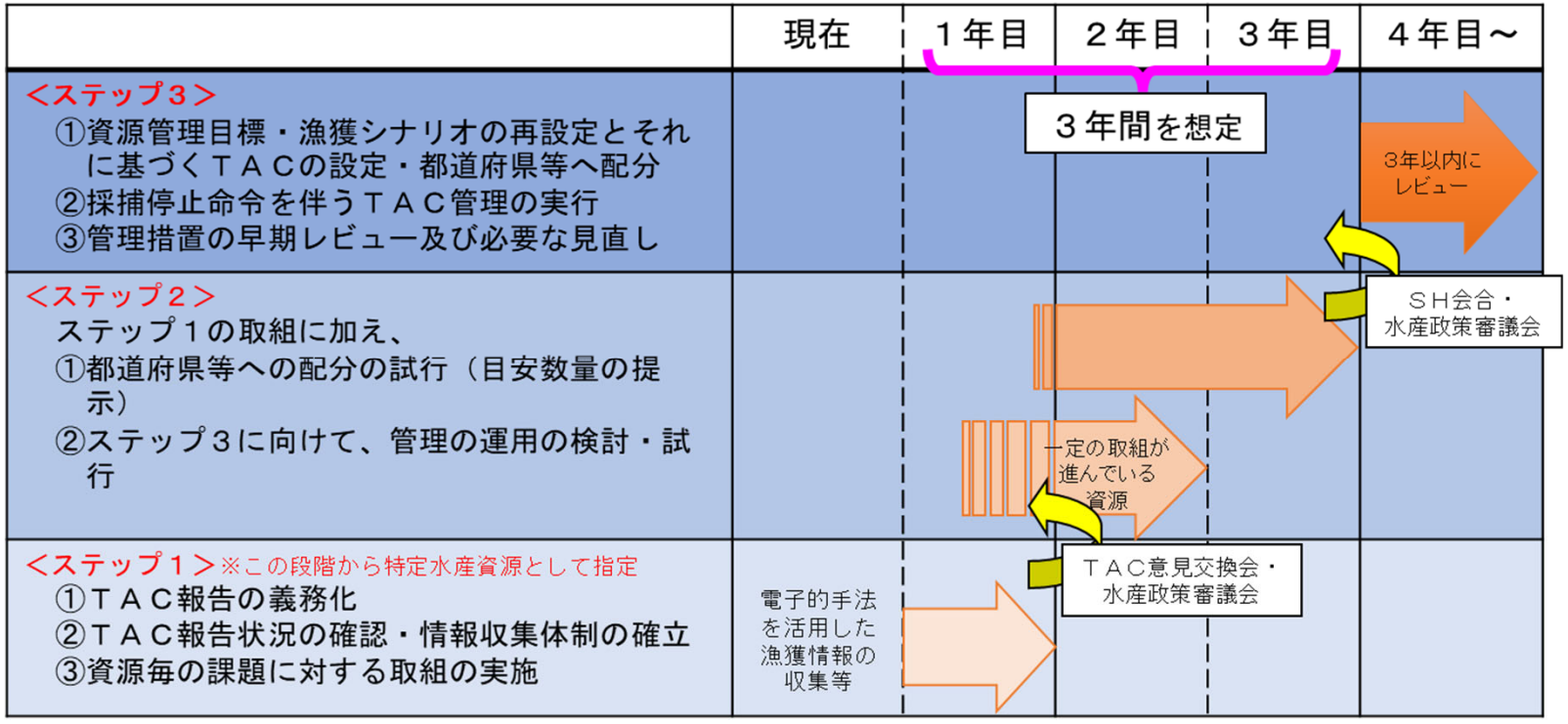

（参考資料）